

別添 ライフジャケット使用に関する留意事項

1. 借用者は、物品を使用する際は正しく装着するとともに、活動中の安全管理に十分な配慮を行うこと。また、危険な場所においてや、気象情報、警報発表時は使用しないこと。
2. 物品の使用により借用人が受けた被害、または借用人が第三者に与えた損害に対して、管理者はその責を負わない。
3. 使用中に物品を破損した場合は、その使用を取りやめ、速やかに管理者へ報告を行うこと。
4. 物品の使用後、借用人は以下の作業を行うこと。
 - (1) 物品を洗淨して汚れを落とし、十分に乾燥させること。
 - (2) 物品の数や異常の有無を確認した上で返却を行なうこと。
5. 借用人は第三者に転貸してはならない。